

伊丹市上下水道局カラーデザイン蓋設置要領

(制定) 令和 7 年 3 月 24 日

伊 水 水 第 809 号

(目的)

第 1 条 この要領は、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）等が発注する主に管路主体の請負工事（修繕工事を含む。）及び寄附採納に関する工事（以下、「工事」という。）において整備する付属設備の鉄蓋に関して、カラーデザインとなる鉄蓋（以下、「カラーデザイン蓋」という。）の標準的な設置場所を定め、設置する上での統一的な見解を示すことにより、効率的かつ効果的なシティプロモーション及び水道事業の PR を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領に関する用語の定義は、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「寄附採納」とは、開発事業者等申請者（以下、「申請者」という。）が給水管及び付属施設を局に無償譲渡し、その譲渡を局が受理することをいう。寄附採納された設備は、以後、局により維持管理を行うものとする。
- (2) 「鉄蓋」とは、マンホール、ハンドホール及び排水柵等の最上段に載置又はかん合される蓋あるいは蓋付枠であり、付属設備の点検、調査、清掃及び修繕時に作業員が柵等の内に入る、または操作するための唯一の出入口をいう。
- (3) 「付属設備」とは、遮断用仕切弁、制御用仕切弁、空気弁、減圧弁、排水設備、消火栓、流量計及び水圧計等をいう。
- (4) 「主任監督員」とは、工事の監理を所掌するため、工事担当課長より指名された職員（原則として技術職員）をいう。
- (5) 「設計図面」とは、設計した建造物等の形状、構造及び寸法を一定の基準に従って記した図面をいう。

(設置対象)

第 3 条 カラーデザイン蓋の設置対象となる付属設備は、カラーデザイン蓋設置基準に定めるものとする。

(設置場所)

第 4 条 カラーデザイン蓋の設置場所は、カラーデザイン蓋設置基準に定めるものとする。

(確認)

第 5 条 主任監督員又は申請者は、工事発注前に工事区域内において設置対象となるカラ

ーデザイン蓋の有無を確認するものとする。

- 2 主任監督員又は申請者は、設置対象となるカラーデザイン蓋があった場合は、設計図面にカラーデザイン蓋の設置位置、種類及び設置箇所数を記載する。

(設置方法)

第6条 主任監督員又は申請者は、配水管等布設工事に合わせてカラーデザイン鉄蓋を設置しなければならない。

- 2 局は、カラーデザイン蓋設置基準に基づき交換可能な鉄蓋があった場合は、予算を鑑み、適当な時機に交換しなければならない。

(その他)

第7条 この要領の実施に関して、要領に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

附 則（令和7年3月24日付伊水水第809号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。